

大野町PR動画制作業務委託

プロポージャー募集要領

大野町

令和6年10月

目次

第1 募集の内容.....	3
1 業務委託等.....	3
2 委託契約期間.....	3
3 委託費の上限.....	3
第2 プロポーザルに係る事項.....	3
1 プロポーザル参加の要件.....	3
2 企画提案書の作成.....	4
3 プロポーザルの手続等.....	5
第3 提案の評価に係る事項.....	9
1 評価方法.....	9
2 プロポーザル審査委員会.....	9
3 評価項目及び評価内容.....	9
4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法.....	9
5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い.....	10
6 提案者が1者又ははない場合の取り扱い.....	10
7 評価結果等の通知及び公表.....	10
第4 契約の締結.....	10
第5 業務の適正な実施に関する事項.....	10
1 関係法令の遵守.....	10
2 業務の一括再委託の禁止.....	10
3 個人情報保護.....	11
4 守秘義務.....	11
5 事業報告書の提出.....	11
第6 その他.....	11
第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先.....	11

大野町PR動画制作業務委託 プロポーザル募集要領

本町では、令和7年度から新たに策定する「大野町第七次総合計画」に基づき、「快適で 笑顔あふれる やすらぎのまち おおの」の実現に向け、まちづくりをしているところです。また、令和8年度中に東海環状自動車道が全線開通することに伴い、広域交通のアクセスが大幅に向上していることから、大野町の魅力を紹介する動画を制作する「大野町PR動画制作業務委託」について、プロポーザル（企画提案）参加事業者を募集します。

第1 募集の内容

1 業務委託等

別添仕様書のとおり

2 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月20日（金）まで

3 委託費の上限

5, 287, 000円（消費税額及び地方消費税額込み）

第2 プロポーザルに係る事項

1 プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、業務委託を効果的かつ効率的に実施することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。また、下記（1）から（9）までのすべての要件を満たす必要があるものとします。

（1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2） 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）に、次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

（3） 次のアからウまでのいずれかに該当する者でないこと。

ア 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている

者を除く。)

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 大野町から入札資格停止措置を、プロポーザル参加申込期限日からプロポーザル審査委員会の日までの期間中に受けていないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人等でないこと。
- (7) 町税等の公租公課について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- (8) プロポーザル審査委員会の日において町の入札参加資格者名簿（建設工事以外）に登載されている者であること。
- (9) 令和元年度から令和5年度までの過去5年間において、国、地方公共団体、若しくは国又は地方公共団体が主体となって設置した協議会等が発注した動画の制作業務を受託した実績を有する者であること。

2 企画提案書の作成

以下の項目について、事業全体の企画を、様式3に沿って作成してください。

(1) 事業の実施計画

別添仕様書「4 業務委託の内容」を参照し、以下の実施計画を提出すること。

○町内における観光を紹介する動画の制作に関する提案

- ・作成する動画のコンセプト、ストーリーやシナリオ、演出や撮影方法のポイントなど動画の内容及び構成を具体的に記載すること。

(2) 事業の実施体制

本事業の目的を達成するための事業実施体制について記載すること。

(3) 全体スケジュール

事業実施におけるスケジュールを記載すること。

※ スケジュールは表形式で作成し、仕様書の「業務委託の内容」に記載されている業務の項目ごとにその工程をわかりやすく明示してください。

(4) 提案者の能力

- ① 経営基盤（直近3事業年度の経営成績及び財政状態）
- ② 業務実績（本事業に類する事業の実績）

3 プロポーザルの手続等

(1) スケジュール

項 目	日 程
① 募集要領等の公表・配布	令和6年10月8日～令和6年11月7日（木） （火）
② 募集要領等に関する質問受付	令和6年10月8日～令和6年11月7日（木） （火）
③ プロポーザル参加申込受付期間（提出書類審査期間）	令和6年10月8日～令和6年11月7日（木） （火）
④ 企画提案書受付期間	令和6年10月8日～令和6年11月20日 （火）（水）
⑤ プロポーザル審査委員会	令和6年11月25日（予定） （月）
⑥ 評価結果等の通知・公表	令和6年11月下旬（予定）

(2) 募集要領等の公表・配布

- ① 配布日時 令和6年10月8日（火）～令和6年11月7日（木）
午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ② 配布場所 大野町のホームページ。
※郵送での配布は行いません。

(3) 募集要領等に関する質問書の受付及び回答の公表

- ① 質問書受付期間 令和6年10月8日（火）～令和6年11月7日（木）
午後5時15分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- ② 質問書提出方法
プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、質問書（様式1）を政策財政課あてに FAX 又は電子メールにファイル（ファイル形式は Microsoft Word としてください。）を添付し提出してください。

FAX：0585-34-2110

電子メールアドレス：seisaku@town-ono.jp

③ 回答

質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、随時、大野町のホームページ上にて公開します。

(4) プロポーザル参加申込書の受付

① 参加受付期間 令和6年10月8日(火)～令和6年11月7日(木)
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

② 提出方法

- ・プロポーザル参加希望者は、政策財政課あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送の場合も、令和6年11月7日(木)午後5時15分必着となります。
また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

ア 参加申込書(様式2)

イ 大野町納税証明書(全税目に未納の徴収金のない旨の証明書)

※「大野町入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に登載されている場合は、省略することができます。

ウ 消費税等納税証明書(未納税額のない旨の証明書(その3, 又はその3の3))

※「大野町入札参加資格者名簿(建設工事以外)」に登載されている場合は、省略することができます。

④ 提出部数 1部

(5) 企画提案書等、書類の受付

① 提案書受付期間令和6年10月8日(火)～令和6年11月20日(水)
午前8時30分から午後5時15分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

② 提出方法

- ・政策財政課あてに持参又は郵送により提出してください。
- ・郵送の場合も、令和6年11月20日(水)午後5時15分必着となります。
また、郵送の場合は必ず「簡易書留」としてください。

③ 提出書類

ア 企画提案書(様式3)

※業務委託仕様書を参考に提案してください。

イ 見積書（様式4）

ウ 法人等に関する書類

(ア) 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの）

(イ) 法人等概要書（様式5）

(ウ) 直近3事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの（親会社がある場合は、親会社に係る書類も併せて提出してください。なお、親会社が証券取引法の適用会社においては、個別及び連結財務諸表を、不適用会社においては、個別又は連結財務諸表のいずれかを（可能な場合はどちらも）提出してください。）

(エ) 誓約書（様式6）

④ 提出部数

・10部（正本1部、副本9部）

・副本9部については、企画提案書及び見積書のみとしてください。

⑤ 注意事項

・町が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合があります。

(6) プロポーザル参加に際しての注意事項

①失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

ア 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合

イ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

ウ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

エ 本募集要領に違反すると認められる場合

オ 審査委員会構成員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

カ 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合

キ 事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合

ク その他、担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

② 著作権・特許権等

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとします。

③ 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出はできません。

④提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差替え若しくは再提出は認めません。(軽微なものを除く。)

⑤ 返却等

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

⑥ 費用負担

企画提案書等の作成・提出等、プロポーザル参加に要する経費等は、すべて参加者の負担とします。

⑦ その他

ア プロポーザル参加申込書を提出した場合であっても、企画提案書等の提出がなされない場合は、辞退したものとします。

イ 参加者は、企画提案書等の提出をもって募集要領等の記載内容に同意したものとします。

ウ 提出された企画提案書等は、大野町情報公開条例(平成12年大野町条例第37号)に基づく情報公開請求の対象となります。

エ 企画提案書の提出後に辞退をする場合は、審査委員会開催日前日の午後4時までに、辞退届(様式自由)を政策財政課に持参又は郵送により申し出てください。また、郵送の場合は、必ず「簡易書留」としてください。

(7) 見積書作成に当たっての注意事項

① 提案金額は、委託期間中の本業務に係る費用の見込み額とします。

見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含んだ総額とし、消費税及び地方消費税が含まれていることを明示するものとしてください。

② 見積にあたっては、以下の点に留意してください。

見積費用は、見積書(様式7)のとおり作成してください。

(8) プロポーザル関係書類の送付先・受付場所

〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野80番地

大野町役場 政策財政課 政策係：藤原

TEL 0585-35-5363 (直通)

FAX 0585-34-21110

電子メールアドレス seisaku@town-ono.jp

(注意1) 上記の各種書類を指定の方法のうち、郵送、FAX又は電子メールにて提出した場合は、届いているかどうかの確認を電話にて行ってください。

(注意2) メール送信の際は、件名に「大野町PR動画制作業務委託」と記した上で、内容を簡潔に明記してください。

第3 提案の評価に係る事項

1 評価方法

提案の評価は、大野町PR動画制作業務委託プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行います。なお、提案者の評価に当たっては、評価項目（別表1）に基づき、提出書類及びプロポーザル参加者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、企画提案の内容、事業の実施能力等の評価、採点します。

2 プロポーザル審査委員会

① 開催日時

令和6年11月25日（月）＜予定＞

プレゼンテーションの開始時間については、後日、提案参加者に個別に通知します。

② 開催場所

大野町役場（揖斐郡大野町大字大野80番地）2階 公室 ＜予定＞

③ 企画提案の所要時間

プレゼンテーション 15分間以内、選定委員からの質疑 15分間

④ 注意事項

- ・プレゼンテーション参加者は、他の参加者の企画提案を傍聴することはできません。
- ・参加人数は4名までとしてください。
- ・プレゼンテーション当日、新たに説明資料を追加することはできません。
- ・パソコン、プロジェクター等の機材は使用できません、企画提案書受付期間内に提出した資料（受付期間内であれば、パワーポイント等で作成した紙資料の提出は可）のみで、プレゼンテーションを実施してください。
- ・指定の時間に遅れた場合には、評価対象とはしません。

3 評価項目及び評価内容

別表1「評価項目及び評価内容」のとおり。

4 最優秀提案者（契約交渉の相手方）の選定方法

- ・上記評価項目について、提出書類内容の評価を行い、審査委員会構成員が評価及び採点し、各審査委員会構成員の評価点の合計が最も高い提案者を最優秀提案者として選定します。なお、総評価点の6割を基準点とし、基準点を満たさない提案者は選定の対象としません。

5 同点数の提案者が複数生じた場合の取り扱い

各審査委員会構成員の順位点の合計が同じである者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な者を最優秀提案者として選定します。なお、各審査委員会構成員の順位点の合計及び提案金額が同じである者が複数いる場合は、見積書の金額以内で再度見積書の提出をさせ、最も安価なものを第1位とします。

6 提案者が1者又はない場合の取り扱い

提案者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは、当該応募者を最優秀提案者とします。

また、基準点に満たない場合、又は提案者がいない場合は、再度公募を実施しません。

7 評価結果等の通知及び公表

評価結果は、審査委員会終了後、最優秀提案者（契約交渉の相手方）が決定してから、速やかに提案者に文書にて通知するとともに、町のホームページ上で最優秀提案者（契約交渉の相手方）の名称及び評価点を公表します。次点の提案者若しくは選外となった提案者については、名称を公表せず、評価点のみを公表します。

第4 契約の締結

選定した最優秀提案者と町が協議し、業務委託に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、最優秀提案者と町との協議により最終的に決定します。

なお、選定した最優秀提案者と町との間で行う仕様の詳細事項について協議が整わなかった場合には、評価結果において、その総合評価が次に高い提案者と協議を行うこととします。

第5 業務の適正な実施に関する事項

1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他の関係法令を遵守してください。

2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務委託を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができません。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる業務に

については、町と協議のうえ、業務委託の一部を委託することができます。

3 個人情報保護

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者が本業務委託を行うに当たって、個人情報を取り扱う場合には、大野町個人情報保護法施行条例（令和5年大野町条例第1号）等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護について、厳重に注意してください。

4 守秘義務

受託者あるいは受託者から再委託を受けた者は、本業務委託を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、業務委託終了後も同様とします。

5 事業報告書の提出

受託者は、業務委託終了後、直ちに業務委託完了届、事業実施報告書を町に提出してください。

第6 その他

契約候補者が、町から入札参加資格停止措置を、プロポーザル審査委員会の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該契約候補者と契約を締結しないものとします。

第7 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒501-0592 揖斐郡大野町大字大野80番地

大野町役場 総務部政策財政課

TEL 0585-35-5363（直通）

FAX 0585-34-2110

電子メールアドレス seisaku@town-ono.jp

【別表 1】

大野町 P R 動画制作業務委託

評価項目及び評価基準

以下の各項目の評価基準に基づき、各項目の配点の合計を 100 点満点として評価し、構成員の評価点の合計により算出する。なお、業務の実施計画及び実施体制等に関する評価点合計値の 6 割を最低基準とする。

(1) 事業の実施計画に関する評価

評価項目			評価基準点				
1	事業背景の理解	大野町第六次総合計画、おおの創生総合戦略など、事業背景を理解した提案であるか。	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
2		動画は、大野町への理解が深まり、大野町に訪れてみたいと思う内容となっているか。	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3	観光紹介動画	演出や撮影方法は、大野町への関心が高まるようなインパクトがある動画の制作に資するものとなっているか。	20 点	16 点	12 点	8 点	4 点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
4		動画内容に効果的な独自提案があるか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小 計			70 点満点				

(2) 業務を適正かつ確実に実施する能力等に関する評価

評価項目			評価基準点				
1	事業実施の能力	本事業に類する事業を実施する実績を有しており、その経験等を十分に生かせることが期待できるか。	10 点	8 点	6 点	4 点	2 点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る

2	事業実施体制の妥当性	業務のスケジュールが適切であり、事業を実施・運営するに十分な体制(人材等)が整っているか。	10点	8点	6点	4点	2点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
3	事業費の妥当性	事業費の積算は提案された企画内容と整合し、適切なものであるか。業務規模と大きくかけ離れてはいないか。	10点	8点	6点	4点	2点
			非常に優秀	優秀	普通	やや劣る	劣る
小 計			30点満点				